

2021年12月号

ニュースナビ

優生保護法問題は、過去のことでない 優生保護法訴訟神戸地裁判決

優生保護法被害者とともに歩む兵庫の会 事務局 松本多仁子 (まつもと たにこ)

神戸地裁で不当判決下る

2021年8月3日、兵庫における優生保護法被害者国賠裁判の不当判決が神戸地方裁判所で下されました。この日、大雨の後の蒸し暑い神戸地方裁判所には、新型コロナ感染防止のため40席程度に減らされた傍聴席を求め、270人を超える傍聴希望者の列ができました。

「主文1・原告らの請求はいずれも棄却する。2・訴訟費用は原告らの負担とする。以上」と言った途端立ち上がった裁判長は、判決理由も言わず退席しました。この間の原告陳述や藤井克徳氏（JD代表）らの訴えは、裁判官たちの心にはなにも響かなかったのでしょうか。「人権の砦」とは程遠い判決でした。

優生思想がもたらした生涯にわたる差別という苦しみ、悲しみ

兵庫では、2018年9月に2組の聴覚障害のご夫妻が、翌年2月には脳性麻痺の女性の計5人が、神戸地方裁判所に提訴しました。法廷で、高尾夫妻（辰夫氏は判決を待たずにご逝去）は説明もなく、断種手術をされ、そればかりか生きるなかで健聴者から何をされても「逆らわない」「あきらめる」「我慢する」ことしかなかったと腹の底から絞り出すように手話を繰り返されました。「子どもがほしかった。にぎ

やかな家庭を夢見ていた。元の体に戻してほしい」と訴えた小林夫妻は、結婚して妊娠、その喜びも束の間「子どもが腐っている」と説明もなく中絶され同時に不妊手術をされました。5人目の原告、脳性麻痺の鈴木さんは「入学免除で教育の権利も奪われ、12歳で不妊手術をされた。同じ人間として当たり前前に生きたかっただけなのに」と、手術による被害だけではなく、ずっと差別と闘い続けている人生を訴えました。原告らの陳述は、この法律の被害が手術だけではなく、日常の中での差別という生涯にわたる非人道的な^{むご}惨さを明らかにしました。

神戸地裁での判決の内容は…

神戸地裁の前に判決を下した仙台地裁（2019・5）、東京地裁（2020・6）、大阪地裁（2020・11）、札幌地裁（2021・1）では、原告らの請求権は認めるが、20年たっているのに請求の権利は消滅した（除斥期間の適応）と敗訴しました。

神戸地裁の判決では、「優生保護法は、著しい人権侵害であること、個人の尊重を基本原理とする日本国憲法の理念に反し、憲法13条、14条、24条2項に違反する」と認め、「このような法律を48年間もの長きにわたり廃止しなかったのは国会議員の違法行為である」としました。そして神戸地裁で初めて「優生保護法が

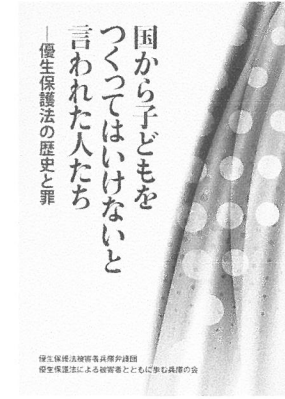


障害者を『不良な子孫』とした法律だったため、優生思想や差別思想を社会に根付かせたこと責任は、立法や制度をつくった国会にある」としました。しかし結論としては、やはり除斥期間の適用で請求を退けました。

原告の陳述のなかでも、なぜ請求できなかったのかは、明白です。原告らは「自分が受けた手術が法律で定められたものとは知らなかった」「どんな手術だったのか説明をされることもなかった」「知るためのコミュニケーションの手段を持ってなかった」と述べています。兵庫県では、優生保護法を推進するため「不幸な子供の生まれぬ運動」（1966～1972）を押し進めてきました。ほかの地域でも同様に、強制不妊手術が推進されてきたのです。まさに国を挙げて推進してきた法律だったのです。

一時金支給法は問題だらけの法律…

優生保護法の被害が大きく取り上げられるなかで、国会では仙台地裁の判決の直前に「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給に関する法律（2019）」（以下、一時金支給法）を制定しました。その支給状況は、被害者数2万5000人（厚労省統計）といわれるなかで、支給決定された方は937人（9月時点）と被害者の4%にもなりません。各自自治体が人権侵害の一端を担った責任を総括し、プライバシーに配慮し一人の被害者も取りこぼさない実態調査を進めていくことが必要です。一時金支給法は、5年の有期限の法律であり、すでにコロナで2年は動きが取れない状況下でした。また320万円という金額も、生殖機能を



『国から子どもをつくってはいけないと言われた人たち——優生保護法の歴史と罪』
お問合せ
歩む兵庫の会事務局
（兵庫障害者センター内）
電話：078-314-9544
FAX：078-341-9545

国によって奪われた方への謝罪、賠償としては非常に低いものです。そして原告の最大の望みでもある問題は、障害のある人たちへの差別思想の撤廃のための徹底審議がなされていなかったことです。

今こそ、被害者の尊厳の回復と優生思想、差別思想の撤廃に向けて運動を

神戸地裁の判決後、8月11日、全国弁護士と兵庫弁護士、そしてともに歩む兵庫の会が院内集会を開催しました。国に対して、除斥期間を適用しないこと、あらゆる方法による優生保護法被害者への謝罪、名誉回復のための措置、優生思想や差別解消に向けた教育、啓発などの施策、立法措置、二度と同じ間違いを繰り返さないための総括と検証、そのための継続的な協議などを求めています。

9月に明石市では全国で初めて被害者の尊厳回復の責任は自治体にもあると優生保護法被害者救済条例が市議会に提出されました。残念ながら否決され、市長は、修正案を再度提出。結論はまだわかりませんが、こういうことを考える自治体が増えることを期待します。

この法律のもとをたどると、そこには第二次世界大戦中のナチス・ドイツのT4作戦（遺伝性疾患子孫予防法・断種法）の影響が大きいと言われています。平和憲法下で、戦時中のナチスの恐ろしい人権侵害の差別政策が日本で生きていたのです。いいえ、今なおその政策の障害者観が根強く残っています。裁判はこれから大阪高裁に移ります。原告のみなさんとともに優生思想、差別思想撤廃のための闘いは続きます。